

高林龍山口大客員教授企画

第10回

知財実務連続講演会

本講演会は、清水節氏（柳田国際法律事務所）、富岡英次氏（中村合同特許法律事務所）、三村量一氏（三村小松法律事務所）、および、高林龍氏（早稲田大学名誉教授）という元裁判官であり、早稲田大学で教鞭をとられた同僚でもある4名によって実現した豪華な企画です。

日 時 2026年 1月 26日 月 16:20~17:50

司 会 早稲田大学名誉教授 弁護士 高林 龍 氏
三村小松法律事務所 弁護士 三村 量一 氏

講 師 法律事務所sui 弁護士 中内 康裕 氏

テ マ 『登場人物に対する原作者の権利』
～木枯らし紋次郎判決（知財高判令和7年9月24日
・令和6年(ネ)第10007号）を中心に～

概 要 著作権28条において原著作物の著作者は、二次的著作物の著作者が有するのと同一の権利を有すると規定されているところ、ある小説を原作とするテレビドラマがヒットしたため、このテレビドラマに登場する登場人物を模した図柄を付した商品を第三者が販売した場合に、当該図柄の使用は原作者の著作権を侵害すると判断した木枯らし紋次郎判決（知財高判令和7年9月24日・令和6年(ネ)第10007号）を中心に、登場人物に対する原作者の権利の範囲について検討を試みます。

講師 経歴等 2025年9月法律事務所sui開設。Fashion Law Institute Japan、文化服装学院 非常勤講師。2017年一橋大学法科大学院終了、2018年弁護士登録、2018年～2020年アンダーソン・毛利・友常法律事務所、2021年～2025年三村小松法律事務所、特許庁審査業務部商標課商標制度企画室法務調査員(2022年4月～2023年6月)。

お申込み

下記URLよりお申込みください。（参加お申し込み後、URLをご案内）

2026年1月23日（金）締切

<https://forms.gle/j71xYQ3uNiFtGdLo9>



*ご入力いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

【お問い合わせ先】



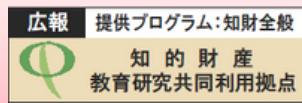
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

TEL : 0836-85-9942 Fax : 0836-85-9941

E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp



本講演会は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の共通目的基金の助成を一部受け実施されています。